

## ○調布市不登校施策に係る検討委員会要綱

令和 5 年 6 月 5 日教育委員会要綱第 4 号

## 調布市不登校施策に係る検討委員会要綱

**第 1 設置**

調布市における不登校児童・生徒支援のための施策等の課題を明らかにするとともに、その解決に向けた今後の方向性及び具体的な取組を検討するため、調布市不登校施策に係る検討委員会（以下「検討委員会」という。）を置く。

**第 2 所掌事項**

検討委員会の所掌事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 不登校に係る推進計画の策定の検討に関すること。
- (2) 不登校の現状の調査及び分析に関すること。
- (3) 不登校の解決に向けた取組に関すること。
- (4) その他必要な事項に関すること。

**第 3 組織**

検討委員会は、次の各号に掲げる者のうちから、教育長が依頼又は任命する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 調布市立小学校長会の推薦する者
- (3) 調布市立中学校長会の推薦する者
- (4) 教育委員会教育部長
- (5) 教育委員会教育部指導室長
- (6) 教育委員会教育部指導室教育支援担当課長
- (7) 教育委員会教育部指導室副主幹
- (8) 教育委員会教育部指導室教育支援コーディネーター
- (9) 教育委員会教育部指導室教育相談心理職専門員
- (10) 教育委員会教育部指導室チーフスクールソーシャルワーカー
- (11) 調布市適応指導教室の職員
- (12) 子ども生活部子ども政策課の職員
- (13) 子ども生活部児童青少年課の職員

(14) 調布市子ども・若者総合支援事業受託団体の職員

(15) 前各号に掲げるもののほか、教育長が指定する者

#### 第4 任期

委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

#### 第5 委員長及び副委員長

検討委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

3 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

#### 第6 招集

検討委員会は、委員長が招集する。

#### 第7 意見の聴取

委員長は、検討委員会の運営上必要があると認めたときは、委員以外の者を検討委員会に出席させ、意見を聞き、又は委員以外の者に資料の提出を求めることができる。

#### 第8 庶務

検討委員会の庶務は、教育委員会教育部指導室において処理する。

#### 第9 雑則

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和5年6月5日から施行する。